

呉市中小企業等賃上げ応援奨励金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰に対する、市内企業への従業員の待遇改善及び賃上げ環境の整備を促進するため、一定の要件を満たす事業者に呉市中小企業等賃上げ応援奨励金（以下「奨励金」という。）を給付することについて、必要な事項を定めるものとする。なお、本要綱に定めのない事項については、呉市補助金等交付規則（昭和63年呉市規則第24号。以下「規則」という。）の定めに準ずるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は常時雇用する従業員の数が100人以下の特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、公益法人等（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号に規定する公益法人等及び医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2第1項に規定する社会医療法人以外の医療法人をいう。以下同じ。）若しくは協同組合等（法人税法第2条第7号に規定する協同組合等をいう。）をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 同窓会、同好会その他の構成員相互の交流、交歓、意見交換等を主な目的とする公益法人等
- (2) 互助会、共済会その他の構成員の福利厚生、相互救済等を主な目的とする公益法人等
- (3) 後援会その他の特定の個人又は団体の支援を主な目的とする公益法人等
- (4) 国、地方公共団体その他の公共団体から資本金、基本金等の4分の1以上の出資、出捐等を受け、又は継続的な財政的援助若しくは人的援助を受けている者

2 この要綱において「賃上げ」とは、中小企業等が雇用する労働者の基本給単価を引き上げることをいう。

3 この要綱において「基本給単価」とは、中小企業等が雇用する労働者に対し支払うべき基本給（労働の対価として支払う賃金から、賞与及び各種手当を除いたものをいう。）を算出するための単価であって、時間、日、週、月又は年を単位とするものをいう。

4 この要綱において「賃上げ基準」とは、令和7年12月31日以前から雇用している労働者にあつては令和7年12月31日時点の基本給単価を、令和8年1月1日以降に雇用した労働者にあつては、当初雇用契約に定める基本給単価とする。

5 この要綱において「賃上げ後の賃金水準」とは、正規雇用労働者にあつては賃上げ基準から2.5パーセントを、正規雇用労働者以外の労働者にあつては7パーセントを引き上げた額をいう。

6 この要綱において「賃上げ対象期間」とは、令和8年1月1日から同年12月31日の期間をいう。

7 この要綱において「正規雇用労働者」とは、期間の定めのない契約により雇用される労働者をいう。

(奨励金の給付対象者)

第3条 奨励金の給付対象となる者（以下「給付事業者」という。）は、次の各号に掲げる全ての条件を満たす中小企業等とする。

- (1) 申請時点において呉市内で事業を営み、今後も事業を継続する意思がある者
- (2) 賃上げ後の賃金水準を1年以上継続して支給する意思がある者
- (3) 市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っている者
- (4) 国、都道府県又は市区町村からこの奨励金と同一趣旨及び同一目的の補助金、給付金その他これらに類するものの給付を受けていない者
- (5) 市税を滞納していない者
- (6) 呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しない者

（奨励金の基本要件）

第4条 市は、賃上げ対象期間内に、賃上げ後の賃金水準以上の基本給単価を使用して計算された最初の賃金を支給し、かつ、市が主催する呉市AI等シンポジウム又はセミナーに参加した市内の中小企業等に奨励金を給付するものとする。

2 前項に規定する賃上げの対象となる労働者（以下「対象労働者」という。）は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険の被保険者でなければならない。

（奨励金の上乗せ要件）

第5条 市は、前条の要件を満たした中小企業等のうち、次の各号のいずれかの要件を満たした場合は、奨励金を追加給付するものとする。

- (1) 公的機関等が実施する、AI導入等の生産性向上に係る研修を受講すること
- (2) 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにおいて宣言を公表すること
- (3) 女性・若者活躍に関する国・県の認定を取得すること

（奨励金の額等）

第6条 奨励金の額は、対象労働者1人当たり5万円とし、その上限額は、一給付事業者当たり50万円とする。

ただし、給付事業者が前条各号のいずれかの要件を満たしている場合は、奨励金額と同額を追加給付するものとする。

（奨励金の給付申請等）

第7条 奨励金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、呉市中小企業等賃上げ応援奨励金給付申請書兼請求書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書等」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、令和8年12月28日までに、市長に申請をしなければならない。

（1）本人確認書類

ア 法人：法人の登記事項証明書等（申請日前3か月以内に発行されたもの）（写し可）

イ 個人事業主：税務署に提出した開業届の写しなど、個人で事業を営んでいることが分かる書類

（2）賃上げ率算定表（様式第2号）

（3）対象労働者に係る労働条件通知書又は雇用契約書の写し

（4）対象労働者に係る賃金台帳及び賃上げ前後の基本給単価が分かる書類

（5）対象労働者に係る雇用保険加入証明書等の雇用保険に加入していることが分かる書類

（6）従業員数の分かる書類

(7) 暴力団排除に関する誓約書（様式第3号）

(8) 給付金振込先の金融機関の通帳の写し

2 申請者のうち、第5条に規定する追加給付を受けようとする者については、前項に掲げる書類に加え、第5条に規定する上乗せ要件を満たしたことが分かる書類を提出しなければならない。

3 本奨励金は、第4条の基本要件を満たすことが見込まれるとき、第4条又は第5条に規定する要件を満たす前に前項に規定する申請をすることができる。ただし、第4条又は第5条に規定する要件を満たした後、令和8年12月28日までに呉市中小企業等賃上げ応援奨励金実績報告書（様式第4号。以下「実績報告書」という。）を提出しなければならない。

（給付申請の取下げ）

第8条 申請者が、申請書等の提出後に交付申請を取り下げるときは、呉市中小企業等賃上げ応援奨励金給付申請取下書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（奨励金の給付決定及び額の確定等）

第9条 市長は、第7条の申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは呉市中小企業等賃上げ応援奨励金給付決定通知書兼額確定通知書（様式第6号。以下「決定通知書兼額確定通知書」という。）により、申請者に、奨励金の給付決定及び額確定を通知するとともに、奨励金を給付するものとする。ただし、同条第3項の規定により申請する者にあつては、呉市中小企業等賃上げ応援奨励金給付決定通知書（様式第7号。以下「決定通知書」という。）により、申請者に、奨励金の給付決定を通知するとともに、奨励金を給付するものとする。

2 市長は、申請者が第3条の要件を満たしていない場合又は第12条各号のいずれかに該当する場合は、奨励金を給付しない旨の決定をし、申請者に通知（様式第8号。以下「呉市中小企業等賃上げ応援奨励金に関する通知」という。）するものとする。

（変更届出の義務）

第10条 奨励金の給付を受けた者（以下「受給者」という。）は、申請書等の記載内容に変更が生じたとき又は変更となることが分かったときは、令和8年12月28日までに、呉市中小企業等賃上げ応援奨励金給付変更届出書兼実績報告書（様式第9号。以下「変更届出書兼実績報告書」という。）により市長に届け出なければならない。

（実績の報告）

第11条 市長は、第7条第3項に規定する実績報告書又は前条第1項に規定する変更届出書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、呉市中小企業等賃上げ応援奨励金額確定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（奨励金の給付決定の取消し等）

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金を給付しない、又は決定した給付の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により奨励金の給付を申請したとき。

(2) 奨励金の給付決定の内容に不服があるとき。

(3) 偽りその他不正の手段により奨励金の給付決定を受けたとき。

- (4) 奨励金の給付決定の内容に違反したとき。
- (5) 規則、本要綱及び宣誓書並びに誓約書の定めに違反したとき。
- (6) 第4条又は第5条の要件を満たすことができなかったとき
- (7) 申請時と比較して対象労働者数が減少したとき

(奨励金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により奨励金の給付の決定を全部又は一部取り消したときは、既に奨励金が支払われているときは、規則第19条の規定により、期限を定めてその全額又は一部の返還を求めるものとする。

2 申請者は、前項の奨励金の返還を求められたときは、速やかに奨励金を返還しなければならない。

(公表)

第14条 市長は、給付事業者が、前条第1項の規定により奨励金の返還を求められたときは、当該給付事業者の事業者名、申請内容等の情報を公表することができる。

(関係書類の保管等)

第15条 給付事業者は、奨励金に関する証拠書類を、第9条第1項の規定による給付の決定を受けた日が属する年度の翌年度から起算して5年間、市長から求めがあったときは、いつでも確認できるよう保存しておかなければならない。

(報告及び検査)

第16条 市長は、本事業の適切な実施状況等を確認するため、奨励金の給付決定を受けた者に対し、必要な報告や資料の提出を求め、又は立入検査を行うことができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の給付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月11日から施行する。